

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織（2006年5月1日現在）

(表19-1)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数								備考	
		教授		助教授		講師		計	助手		
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)				特任等 (内数)
文学部	日本語日本文学科	6	0	2	0	0	0	8	0	0	
	英語英米文学科	9	0	3	0	0	0	12	0	0	
	社会学科	7	0	2	0	1	0	10	0	0	
	人間科学科	10	0	2	0	0	0	12	0	0	
	歴史文化学科	7	0	1	0	1	0	9	0	0	
	共通	2	0	0	0	0	0	2	0	0	
文学部 計		41	0	10	0	2	0	53	0	0	
理工学部	物理学科	9	0	6	0	1	0	16	0	0	
	生物学科	5	0	1	0	2	0	8	0	0	
	機能分子化学科	10	0	4	0	3	0	17	0	0	
	情報システム工学科	12	0	1	0	3	0	16	0	0	
	共通	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
理工学部 計		37	0	12	0	9	0	58	0	0	
経済学部	経済学科	22	0	2	0	3	0	27	0	0	EBA高等教育研究所の教員2名を含む
法学部	法学科	13	0	9	0	2	0	24	0	0	
経営学部	経営学科	22	0	2	0	0	0	24	0	0	EBA高等教育研究所の教員2名を含む
EBA高等教育研究所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	英語英米文学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	応用社会学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人間科学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
人文科学研究科 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数								備考	
		教授		助教授		講師		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
自然科学研究科	物理学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	化学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	生物学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	情報システム工学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	生命機能科学専攻 (博士課程)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自然科学研究科 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
社会科学研究科	経済学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	経営学専攻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
社会科学研究科 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法学研究科(専門職)	法務専攻	24	0	0	0	0	0	24	0	0	専任教授にみなし専任教員4名含む
ビジネス研究科(専門職)	会計専攻	12	0	1	0	0	0	13	0	0	専任教授にみなし専任教員7名含む
(その他の組織)											
国際言語文化センター		5	0	7	0	2	0	14	0	0	
広域副専攻センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
スポーツ・健康科学教育研究センター		3	0	3	0	1	0	7	0	0	
教職教育センター		2	0	0	0	0	0	2	0	0	
情報教育研究センター		1	0	1	0	0	0	2	0	0	
国際交流センター		0	0	0	0	1	0	1	0	0	
先端生命工学研究所		0	0	0	0	3	0	3	0	0	
合 計		182	0	47	0	23	0	252	0	0	

※ 5月1日現在のデータであるため、後期開講科目のみを担当している兼任教員は含めておりません。

※ 人文科学研究科は文学部、自然科学研究科は理工学部、社会科学研究科は経済学部・経営学部がそれぞれ基礎となっており、各学部の教員が研究科を担当している。

- [注]
- 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。
 - 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。
 - 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。
 - 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
 - 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
 - 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「助教授」、「講師」、「助手」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
 - 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。